納税告知板
昭和36年度
県町民税　第二期
＜ 8月1日より8月31日まで ＞

ひかり

房総からはえや蚊をなくしましょう
むだを省いて貯蓄しましょう
お互に親切にしましょう

発行所
光町役場
匝瑳郡光町宮川5.454の5
電話横芝 242・243

就任のご挨拶

助役　小川徳重

炎暑の折柄、町民各位には益々御隆盛の由慶賀の至りに存じます。

当光町は昭和二十九年五月三日合併、当時新町五ケ年計画事業を樹立し合併新町として発足、初代町長椎名誠一氏により着々事業の推進を計り、明朗な町を築きあげたのであります。

昭和三十三年六月初代町長任期満了となり、現深田町長がその要職に就き今日に至りました。

その間新町五ケ年計画の内最も大事業である中学校統合は第三年目の計画として策定された事業であり幾多の障害難関を克服して遂に統合に踏切つたのであります。

本事業は町の合併とマッチして平和理想町建設を念ずるもので、教育を刷新し生徒時代より合併の趣旨にそう光町にふさわしい町作りの後継者を作り上げます。これはまた、町民の福祉向上に寄与する基盤となります。

第一期工事も完工し全校生徒を一堂に収容する日も間近となり町勢は益々隆々にたる一途を辿りつつあるも、前途には諸計画があり益々町民各位の御協力を御期待申上ぐる次第です。

今後益々多事な町政下に不肖、助役として就任することになり、特にその責任を痛感して居ります。

皆様御承知の通り私は学無く、才なく只皆様方の御援助と御指導をいただき町政に参劃貢献する覚悟にて町長の補佐の大役を果し得れば幸いと存じて居ります。

不肖の信念は只助役らしくと云う一言に尽き努力する所存であります。

何卒町民各位の絶大なる御支援を頂き度く懇願申上げます。

一言申述べて就任の御挨拶といたします。

今年の新農事業

農山漁村振興特別助成事業の、昭和三十六年度計画については、予ねて町の協議会の審議を経て県に申請中で近く認可される訳であるがその大要は次の様な事業である。

一、農道

事業主体は、上宮川、古屋農家組合で、東陽病院東側より沢川地区を通り古屋に通ずる農道で、延長四五〇米、事業費五〇万円（内国補一〇万円）

二、共同畜舎

最近急速に各地区に勃興しつつある協業経営による養豚飼育の共同畜舎で、古屋と尾垂の二ケ所である。

古屋養豚組合は組合員一〇戸で建物二棟六五坪サイロ、チョッパー等機械器具一式で事業費一四〇万円（内国補四九万円）

尾垂養豚組合は組合員一〇戸で、建物三棟四三坪機械器具一式で事業費一一三万円（内国補三九万六千円）

両組合共年間成豚一五〇頭育成の目標である。

三、集乳所

事業主体は光町酪農組合協議会で、町の酪農家九〇戸を結集して町の中央に共同集乳所を建物一棟二十坪に最新の冷凍機を設備し、この施設を中心として、現在飼育頭数一五〇頭、日産一〇石を五ケ年計画で、五〇〇頭、日産四〇石に伸長させ酪農を通じて町勢発展を図らんとするものである。総事業費は三二〇万円で内国庫補助金は一四一万五千円である。

統合中学校舎第一期工事（239坪）完成！

第二期工事（506坪）も着々進捗統合中学校舎の第一期工事は諸般の事情のため予定工期が遅延し、町民各位にいろいろ御心労を煩わしておりましたが愈々、近日完成の予定であります。

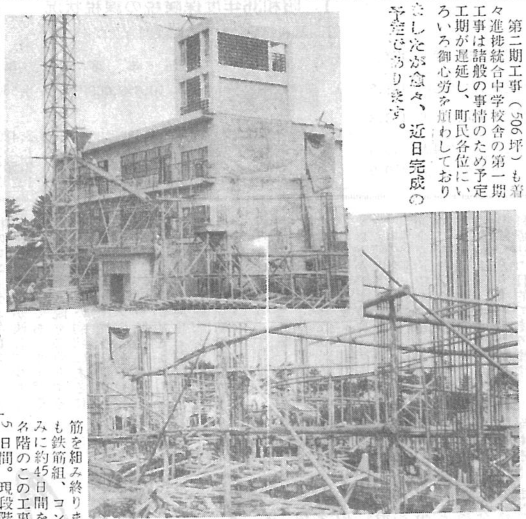

（写真は第一期工事完成の全景）

今回完成の部分は普通教室三、特別教室三、玄関、各階段室、各階便所、後側昇降口、屋上貯水塔、浄化槽（水洗便所用）等合計239坪であります。

第二期工事は506坪で去る4月3日着工し現在基礎工事完了一階の鉄筋を組み終りました。各階とも鉄筋組、コンクリート打込みに約45日間を要しますので各階のこの工事の全工程は135日間。現段階では第二期工事の完成は12月20日頃の見込で、これが完成しますと第一期と合計で普通教室16室、特別教室5室各階便所二ケ所その他管理関係諸室ができあがります。36年現在の生徒数を全校統合しますと20学級ですから第二期工事が完成しますとひとまず光中学校全生徒の収容が可能となります。

議会ニュース

昭和三十六年六月二十八日（水曜日）午前九時から町役場会議室に定例町議会が招集され、次の議案が可決されるとともに助役、教育委員の選任につき夫々同意議決をされた。

第一号議案◇光町税条例中一部を改正する条例の制定について。

第二号議案◇光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

第三号議案◇光町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（以上内容説明別掲）

第四号議案◇光町危険物取締条例を廃止する条例の制定について。従来町の許可によつた危険物取締りが消防法の改正で県に移管されたため廃止

第五号議案◇助役選任に関する同意を求めることについて

◇光町木戸一、〇二八番地小川徳重氏（現町議）が選任され七月一日付をもって就任された。

第六号議案◇教育委員会委員選任に関する同意を求めることについて◇人事欄別掲

出張所の廃止は是か非か

この問題は町民各位に直接利害関係を及ぼすことだけに軽々しく決定することはできません。然し私達が合併により新しい町造りに踏切った時既に町の凡ゆる機関を一本化し住民が真に融和し、一体性の確立を早期に実現することを目途としたことは御承知のとおりであります。従って町当局としては、目的達成のため努力いたし着々その成果を挙げつつある現況であります。

三十四年度事業として町全域に架設した有線放送施設も補助金交付の前提として完成の暁には出張所を廃止することが条件であります。そこで私達は合併後七ケ年を経過した今日、この問題を慎重に考えなければなりません。

では次に出張所の事務量を調べてみましょう。直接取り扱っているのは戸籍及び諸証明事務で三十五年度一ケ年間の扱量は別表の通りであります。

日吉出張所においては、一日平均七件弱で総扱量の十七%、白浜出張所においては約九件二十四%であります。従って出張所を廃止した場合、一日平均十六人位の方々に本庁までお出で願う事となるのですが、サービスの面で御迷惑をかけず円滑な運営ができる事と思います。例えば有線で申し込んでいただき職員の退庁時、又は使丁をしてお届けするとか、或は又適当な場所に連絡箱を置き、毎日点検し前述の方法でお届けするとか、今後の方法如何によっては、反って便利な場合もあることと思います。

本件に関し町民各位の御意見をどしどしおきかせいただくと共に適切なる方法を御教示願えれば幸いであります。

昭和35年度戸籍諸証明取扱件数調

区	分	総件数 A	本庁 件数 B	本庁 一日平均件数	B/A	日吉出張所 件数 C	日吉出張所 一日平均件数	C/A	白浜出張所 件数 D	白浜出張所 一日平均件数	D/A
戸籍関係	戸籍	942	480	1.32	51%	183	0.50	19%	279	0.76	30%
	住民登録	691	396	1.08	57	35	0.10	5	260	0.71	38
	戸籍謄抄本	5,790	3,237	8.87	56	1,128	3.09	19	1,425	3.90	25
	住民登録謄抄本	1,159	462	1.27	40	398	1.09	34	299	0.82	26
	小計	8,582	4,575	12.54	53	1,744	4.78	20	2,263	6.19	27
	印鑑	2,827	1,405	3.85	50	649	1.78	23	773	2.12	27
	転出	481	320	0.88	67	—	—	—	161	0.44	33
	居住	247	175	0.48	71	22	0.06	9	50	0.14	20
	身分	98	63	0.17	64	16	0.04	16	19	0.05	20
	農地	112	112	0.31	100	—	—	—	—	—	—
	評価	509	509	1.39	100	—	—	—	—	—	—
	資産	182	182	0.50	100	—	—	—	—	—	—
	公課	128	128	0.35	100	—	—	—	—	—	—
	納税	60	60	0.16	100	—	—	—	—	—	—
	軽自動車等	118	118	0.32	100	-	—	—	-	—	—
	その他	529	498	1.36	94	16	0.04	3	15	0.04	3
小	計	5,291	3,570	9.77	67	703	1.92	14	1,018	2.79	19
合	計	13,873	8,145	22.31	59	2,447	6.70	17	3,281	8.98	24

地方税法の一部改正について

第三八国会において地方税法の一部改正が行なわれました。

今回の改正は地方自治の本旨に照らし地方税制の自主性を強化するため国税改正の影響が自動的に地方税に及ばないように住民税の課税方式等の改正がなされたとともに国税の減税に対応してできる限り減税を行ない、また大衆負担の軽減合理化のため、遊興飲食税、電気ガス税等の減税を行ないその他税負担の均衡化の推進等税制の合理化を図るほか、新道路整備計画の財源にあてるため軽油引取税の増収を図る等次のような税の改正が行なわれた。

一　住民税（市町村民税・道府県民税）
二　事業税「県税」
三　不動産取得税「県税」
四　娯楽施設利用税「県税」
五　遊興飲食税「県税」
六　自動車税「県税」
七　固定資産税
八　軽自動車税
九　電気ガス税
一〇　軽油引取税「県税」

その他税制の合理化所要の規定の整備がなされ、施行期日等については原則として個人の住民税及び個人の事業税は昭和三十七年度から、その他のものは昭和三十六年度から実施することに改正がなされたのであります。

次にこの改正によって昭和三十六年度から実施される軽自動車税について改正の要旨を述べてみませう。

軽自動車税

一、非課税の削除

三公社（日本専売公社、日本国有鉄道。日本電信電話公社）が本来の事業の用に供していた軽自動車は納付金（国が公社の所有する固定資産に対してその所在市町村に対して交付する税）の対象にもならずまた軽自動車税も課税されていない。このことは負担の均衡上適当でなく地方税制度の合理化、特に非課税規定の整備の見地から事業用の軽自動車に対しては課税することが適当である旨、政府の税制調査会の勧告もあり今回三公社に対する非課税の取扱いを廃止したものである。

二、税率の合理化

軽自動車に対して課する軽自動車税の負担の均衡を図るため標準税率を次のように改められた。

二軽のもの　年額千五百円
三軽のもの　年額二千円
四軽のもの
　乗用　年額三千円
　貨物　年額二千五百円

改正前の税法によると軽自動車に対する税率は一律に千五百円と規定されていた。もっとも軽自動車税の創設された昭和三十三年当時は軽自動車の種類も少なく軽三輪車、軽四輪車の生産台数も非常に少なく一般の需用も現在ほど延びておらず、もっぱら軽二輪車のみが対象とされており、したがって軽二輪車を想定して規定されていたものであるが最近軽自動車の中でも軽三輪車、軽四輪車等多種多様なものが生産されつつある。すなわち「スバル三六〇」「マツダクーペ」等の乗用或は貨物の軽四輪車から軽三輪車、或は「オートバイ」「スクーター」等の軽二輪車まで、その価格性能、利用度において非常に大きな差異が生じており、とくにここ一、二年においては軽三輪車、軽四輪車は「デリバアリーカー」として或は「ドライブ用」として生産販売の実績は遂年急激な上昇をなしている。現在においてはそれぞれ種類に応じた税率を定めることによって負担の合理化を図ろうとするものである。

今回の改正によって定められた税率は当該軽自動車に対し固定資産税が課された場合における負担額を参考にして算定されたものである。

光町においても税法の改正に従って「町税条例」の一部改正がなされ昭和三十六年度より実施することになっています。

住民税については次号に述べてみませう。